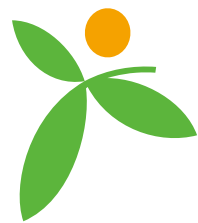


# みや わか



市議会だより



## 3月定例会

審議結果及び賛否の分かれた議案	2
令和3年度予算及び令和2年度補正予算	3
委員会報告・市長報告	4~6
一般質問	6~9
編集後記、まちの話題	10

# 審 議 結 果 報 告

## 3 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	原案同意
同意第1号	宮若市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意
同意第2号	宮若市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意
同意第3号	宮若市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意
議案第1号	公共施設等運営権の設定について	原案可決
議案第2号	宮若市学校等給食費の管理に関する条例の制定について	原案可決
議案第3号	宮若市議会議員及び宮若市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第4号	宮若市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第5号	宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第6号	令和2年度宮若市一般会計補正予算(第5号)について	原案可決
議案第7号	令和2年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第8号	令和2年度宮若市下水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第9号	令和3年度宮若市一般会計予算について	原案可決
議案第10号	令和3年度宮若市国民健康保険特別会計予算について	原案可決
議案第11号	令和3年度宮若市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
議案第12号	令和3年度宮若市吉川財産区特別会計予算について	原案可決
議案第13号	令和3年度宮若市下水道事業会計予算について	原案可決
議案第14号	令和3年度宮若市簡易水道事業会計予算について	原案可決
議案第15号	令和3年度宮若市水道事業会計予算について	原案可決
議員提出議案第1号	宮若市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
2年請願第4号	全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める決議を要望する請願書	継続審査

### ◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
氏名	谷口重隆	山元秀一	藤嶋嘉子	清水健太郎	柴田裕美子	染矢正次	安河英幸	神谷喜久雄	弓削田敬	和田善久	安永友則	川口誠	寶部勝	島本昌典	中島健三	茅野勝
議案名																
議案第6号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
議案第9号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×
議案第10号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
議案第11号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○

## 令和3年度予算が決まる

令和3年度の各会計予算は、予算審査特別委員会を議長を除く全議員の16名で設置し、さらに、各常任委員会及び、中心拠点施設整備調査特別委員会の所管別に分科会を設け、審査を行いました。委員会での審査結果は、一般会計及び国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計は賛成多数、吉川財産区特別会計及び水道事業会計は、全員賛成で可決しました。

会計名	令和3年度予算額	令和2年度予算額
一般会計	196億3,065万	185億598万
国民健康保険	32億1,027万	32億8,880万
後期高齢者医療	4億7,074万	4億5,143万
吉川財産区	167万	156万

会計名	令和3年度予算額	令和2年度予算額
簡易水道事業 (収益的収入)	1億2,099万	1億1,177万
簡易水道事業 (収益的支出)	1億1,643万	1億995万
簡易水道事業 (資本的収入)	3,356万	1億445万
簡易水道事業 (資本的支出)	5,982万	1億2,579万
下水道事業 (収益的収入)	3億9,781万	3億8,468万
下水道事業 (収益的支出)	3億9,585万	3億3,468万
下水道事業 (資本的収入)	7億2,645万	6億2,015万
下水道事業 (資本的支出)	8億2,480万	6億9,280万
水道事業 (収益的収入)	5億1,542万	5億2,316万
水道事業 (収益的支出)	5億813万	5億33万
水道事業 (資本的収入)	7,710万	6,326万
水道事業 (資本的支出)	2億3,558万	2億1,512万

## 人権擁護委員の候補者の推薦 宮若市固定資産評価審査委員会委員の選任

人権擁護委員の候補者の推薦及び、宮若市固定資産評価審査委員会委員の選任は、次の方とすることに同意しました。

### ◎人権擁護委員

塩川 和之さん (再任)

### ◎宮若市固定資産評価審査委員会委員

松元 満さん (再任)  
川内 彰則さん (新任)  
小池 孝典さん (再任)

## 令和2年度一般会計補正予算 (第5号) 及び各特別会計補正予算

補正予算は、表のとおりとなっております。この補正の主な理由は、農業観光振興センター等整備事業費等となっております。また、一般会計の繰越明許費は、12億7,804万5千円となっております。

賛成多数で可決

会計	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	228億4,081万3千円	13億1,972万9千円	241億6,054万2千円
国民健康保険特別会計	35億6,919万4千円	△123万7千円	35億6,795万7千円
下水道事業会計 (収益的収入)	3億8,476万4千円	722万2千円	3億9,198万6千円
下水道事業会計 (収益的支出)	3億8,476万4千円	575万1千円	3億9,051万5千円
下水道事業会計 (資本的収入)	6億2,844万8千円	△800万円	6億2,044万8千円
下水道事業会計 (資本的支出)	7億109万4千円	△800万円	6億9,309万4千円

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。 <http://www.db-search.com/miyawaka-c/index.php/>

次回の定例会は **6月10日(木)** 開会予定です。  
皆さんの傍聴をお待ちしています。

※新型コロナウイルス感染者の発生状況によっては、傍聴をお控えいただくことがあります。

本会議・各常任委員会等の日程については、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び若宮総合支所に掲示します。

※小さなお子さんをお連れの方は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

### 総務委員会

委員長 神谷 喜久雄

宮若市議会議員及び宮若市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、同令の規定を参考にしている市議会議員選挙及び市長選挙における選挙運動費用の公費負担限度額を改正するものです。

主な質疑として、「他市の状況は。」との質疑に対し、「古賀市以外は公費負担をしている。限度額については、宮若市・直方市のみが低かった。」との回答がありました。

全会一致で可決

宮若市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

これは、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、宮若市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

主な質疑として、「改正したら負担が軽

くなるのか、重くなるのか。」との質疑に対し、「ほとんどの世帯で保険税に影響はない。」との回答がありました。

全会一致で可決

### 教育民生委員会

委員長 中島 健三

宮若市学校等給食費の管理に関する条例の制定について

これは、令和元年7月に「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が作成され、本市においても、学校給食費を公会計化するため、条例を制定するものです。

主な質疑として、「現在の給食費の徴収率は。」との質疑に対し、「給食費の徴収率は直近で、共同調理場が98・92%、宮若西小中一貫校の単独調理場が99・24%。」との回答がありました。

また、「今後、給食費の無償化について検討していただきたい。」との意見がありました。

全会一致で可決

### 産業建設委員会

委員長 川口 誠

公共施設等運営権の設定について

これは、吉川小学校跡地に設置する施設について、公共施設等運営権を設定するため、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「仮に、運営権者が途中解約となり、新たな企業から施設の利用希望があった場合の選定方法は。」との質疑に対し、「仮にそういう事態になった場合は、基本的には、まずは公募を考える。ただし、今回のような特殊な事情があれば、優先交渉権を付与し事業者選定という可能性もある。」との回答がありました。

また、「モニタリングの内容や頻度は。」との質疑に対し、「手法としては、セルフモニタリングを考えているが、実施契約の締結に伴い、モニタリング計画を作る。その中で詳細を定める。」との回答がありました。

また、「AI研究開発施設の隣に従業員のマンションができるが、定住化促進に協力をいただきたい。」「外国人の就労やマンション入居が見込まれるため、地元への説明を行っていただきたい。」との意見がありました。

全会一致で可決

宮若市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、農地利用の最適化を行い、遊休農地の減少に向けた取組を推進するため、農業委員会の委員等に係る報酬の額を見直すものです。

主な質疑として、「交付される加算額は。」との質疑に対し、「基本額として月額6000円が支給され、さらに成果の実績に応じて、上限1万4000円の範囲内で交付される。」との回答がありました。

また、「成果の実績の判断方法は。」との質疑に対し、「各委員の日々の活動を記録する農業委員会活動記録を記帳することとしていることから、それらを基に判断する。」との回答がありました。

全会一致で可決

## 市長報告

### ◆市長報告 1

宮若市高齢者福祉計画の策定について

老人福祉法第20条の8の規定により、市町村は、老人福祉事業の供給体制の確

保に関する計画を定めることとされています。

本市の現計画については、令和2年度末をもって、その計画期間が終了するため、今回、新たに令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする宮若市高齢者福祉計画を策定しています。

策定に当たっては、第2次宮若市総合計画との整合性を図りながら、現計画の実績や課題等を踏まえ、また、市民の皆様のご意見を反映するため、学識経験者や関係機関の代表者等で構成する「宮若市高齢者福祉推進協議会」において協議を行うとともに、昨年12月10日から本年1月12日まで自治基本条例に基づくパブリックコメントを実施して、策定に取り組んできました。

本計画では、現計画を引き継ぎ「元気に、いきいきと、共に支え合い、安心して暮らせるまち、みやわか」を基本理念に掲げ、その実現のための基本目標を「自立生活支援の充実」、「生きがいづくり・社会参加の機会の充実」、「安全・安心な生活環境の充実」とし、高齢者福祉施策に取り組むこととしています。

今後は、本計画に基づき、市民、関係団体と行政がそれぞれの役割を認識し、協働してよりよい地域づくりができるよう努めていきます。

## ◆市長報告 2

### 民事調停の報告について

市営住宅入居者のうち滞納月数が3箇月以上の者を対象とする民事調停につい

ては、令和2年9月定例会において2名に対する申立ての専決処分について報告をしました。

この民事調停対象者2名について、1名は申立て前に納付されています。また、残る1名については、調停に出席せず不成立となったため、令和2年11月16日に福岡地方裁判所直方支部へ明渡し訴訟を提起したところ、提訴後に納付されています。

今後とも、家賃等滞納者に対し、滞納解消に向けた納付指導を行っていきたく考えています。

## ◆市長報告 3

### 宮若市水道事業経営戦略の策定について

水道事業においては、全国的に施設の老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しており、更なる経営健全化の取組が求められています。

このような中、住民の日常生活に欠くことのできないサービスを将来にわたり安定的に提供するため、総務省から市町村等の各事業者に対して、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定するよう要請がなされたことを受け、今般、計画期間を令和3年度から令和12年度までとする宮若市水道事業経営戦略を策定しました。

本経営戦略では、本市の水道事業の現状及び課題を踏まえて、経営方針を明確にし、健全な経営を行っていくため、今

後10年間の施設及び設備投資に係る支出の見通しと、財源の見通しを示した投資・財政計画を中心に、事業の効率化及び経営健全化に向けた取組方針を示しています。

## ◆市長報告 4

### 若宮西小学校跡地の文化財収蔵・展示（コミュニティセンター機能を含む）施設について

昨年3月議会においてご報告申し上げました、若宮西小学校跡地の文化財収蔵・展示（コミュニティセンター機能を含む）施設基本構想・基本計画に基づき、今年度、当該施設の基本・実施設計を行いました。

この基本・実施設計では、宮若市文化財保護基本計画に掲げる「犬鳴川流域で培われた『宮若らしさ』を次世代へ」という文化財保存活用の基本理念を踏まえ、当該施設の1階には展示室及び埋蔵文化財収蔵室のほか、東側にはコミュニティセンター機能として、会議室、調理室及び地域交流ゾーンを設け、地域の方々相互のふれあいと、日常生活の利便性を考慮した空間を設けることとしています。また、2階には古文書収蔵室、研究作業室、資料室、体験学習室を設けています。

今後は、この基本・実施設計に基づき、関係者等と協議を行いながら、令和3年度中の改修工事完了に向けた取組を進めていきます。

## ◆市長報告 5

### 令和4年度以降の成人式について

平成30年6月に成立した民法の一部を改正する法律が、令和4年4月1日に施行され、成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、令和4年度の「成人式」の対象年齢について検討を進めてきました。

検討を進めるに当たり、本市における「成人式」の対象年齢に関するアンケート調査を、令和2年の成人式参加者、令和4年度に18歳となる中学校3年生及びその保護者を対象に実施しました。

その結果、対象年齢は20歳が良いとした回答が、成人式参加者では87%、中学校3年生では83%、保護者では91%、全体としては87%となっています。

その回答の理由としては、「18歳では受験や就職活動等の忙しい時期と重なるから」、「飲酒・喫煙が認められるのは20歳からのため、それに合わせた方が良いから」、「地元を離れた人たちが再会できる機会としては、20歳が適当であるから」というご意見がありました。また、「18歳の成人式では、進学や就職等にかかる費用と成人式の費用が重なり金銭的な負担が増えるから」という保護者のご意見もありました。

このようなことを踏まえ、令和4年度以降の本市の「成人式」については、これまでと同様に20歳の方を対象として、式典を開催することとしています。

なお、式典の名称や具体的な開催方法は、今後検討していきます。

## 山元秀一議員の議員活動調査特別委員会の中継報告

本委員会では、1月以降4回にわたり委員会を開催し、調査を続けてまいりました。去る1月27日の山元秀一議員の証人尋問においては、「グーグル社の写真を加工した経緯はあるのか。」との尋問に対し、「加工はしていない。」と証言がありました。現状では、証言に対する認識においても相違があるため、告発の対象となるものがないか等、弁護士に依頼し、調査を進めるため、時間を要しています。引き続き、4月以降、数回委員会を開催し、6月定例会での最終報告を目標に、事実関係を精査の上、真実の究明に努めてまいり所存であります。

委員長 中島 健三

### 市政を問う

## 一般質問

### 市職員の就業・服務規則等について伺う



茅野 勝

問 職責・所管の範囲はどうなっているのか。

答 市長

職責については、宮若市事務分掌規則第5条におき、行政組織に置く役付職及びその職務を定めており、所管の範囲については、同規則第4条において、各課・係の事務分掌を定め行政の適正かつ能率的な運営に努めています。

問 法律・条例・規則を市職員は遵守されているのか。

答 市長

職員には、地方公務員法第32条において、職務を遂行するに当たり、法令、条例、規則等に従う義務が課せられております。本市も職員服務規程を定めてお

り、機会を捉えて服務規律の確保について通達を行うなど、法令遵守の徹底を図っています。しかし、何らかの指摘があるとすれば、今後、厳しい指導を徹底していきたいと思っています。

問 行政施設の管理運営は適切に行われているか。

答 市長

地方自治法等関係法令や宮若市公有財産管理規則等に基づき、適切な管理に努めています。

問 市の職員の適正数はどう保っているか。

答 総務課長

現在の職員数は453名で、職員数を決めるに当たり、類似団体の数値を参考にしています。

本市の場合、令和元年4月1日時点で、人口1万人当たりの職員

数が66.4人。本市と同様の人口規模・産業構造の自治体で平均78.5人。これからすると、決して多い数ではなく、必要な人員を配置していると捉えています。

問 時間外勤務の管理と人事評価については。

答 総務課長

時間外勤務は、事前に所属長に申請することを徹底しており、実働時間、勤務理由についてシステム上で管理しています。基本的には許可制なので、所属長、課長が管理していると判断しています。

人事評価については、年度当初に目標等を定め、それについて上司が面談をし、目標の平準化を図り、半年後に中間検証、それから翌年度4月～5月にかけて評価をするということで実施しています。

### 窓口業務について



梁矢 正次

**問** 葬儀後の窓口における各種手続はどのように行われているのか。

**答** 市長

親族の方などに来庁していただき、国民健康保険証、後期高齢者医療証、障害者手帳、介護保険証などの返還や年金給付などの相談、軽自動車税や固定資産税に係る名義変更などの相談、ごみ・し尿処理や水道などの変更・中止手続など、それぞれ関係窓口において手続を行っています。新たな取組として導入した総合支援型窓口システムにより、亡くなられた方ごとに必要な手続のみを抽出した案内書を発行するなど、可能な限り手続の省略化を図るよう努めています。

**問** 多くの手続きが必要になると思うが、一番多い方でどのくらいの手続きを行わなければならないのか。

**答** 市民課長

正確な件数は把握できていませんが、10件ほどになる方がいると思います。

**問** 遺族は家族を亡くし、悲しみの中ですぐに葬儀の準備や手配をしなければならぬ。少しでも市民の負担を軽くするためにどのように考えているのか。

**答** 市民課長

総合支援型窓口により、手続きの簡素化を図っています。また、ワンストップ窓口を導入することについては、現在の総合支援型窓口システムを改修する必要が生じます。そのようなことから、まずは現状の効果等の測定を行い、改善点を洗い出して、さらなる事務改善を図っていきたくと考えています。

**問** 外国人の方が年金窓口で未支給年金を受給するための手続きを行ったが、家族証明書が必要とのことだった。その後、法務省の出入国在留管理関係へ連絡し、家族証明書を取得できたが、なかなか手続きがうまくいかず、戸惑っていた。外国籍の方への対応について、どのようにされているのか。

**答** 市民課長

外国人の方については、日本人の方とは異なり、必要な書類が一部不明な場合があります。一概にはご案内ができません。案内が不足している場合は、まず年金事務所に連絡をとり、それでも不明な場合は、領事館などの関係機関と連絡を取り合い、できるだけ迅速かつ的確にご案内ができるよう努めています。

### 新型コロナウイルス感染症対策における中小企業者及び個人事業者への現在までの経済支援対策について尋ねる



安河 英幸

**問** 新型コロナウイルスの影響による倒産、解雇の現状把握はできているのか。

**答** 市長

福岡労働局や商工団体等を通じて、管内の情勢についての把握に努めており、現時点で市内事業者の倒産情報は入っていません。福岡労働局が公表した雇用失業情勢における九州ブロックの完全失業率は、令和2年10月から12月期の数値で3.1%となっており、コロナ禍以前と比べて悪化している状況です。

**問** 今後の支援策は検討しているのか。

**答** 市長

本市独自の経済支援策として、令和3年度については、飲食店の

時短営業の影響を受け、売上げが30%以上減少した飲食店取引先に対する支援金の給付や、前年度に引き続きプレミアム率30%の地域振興券発行事業等の支援策を計画しています。

**問** 新型コロナウイルスによる観光への影響と今後の観光行政について尋ねる

**問** 観光における現状をどう捉え、どのような対策を講じたのか。

**答** 新型コロナウイルスの影響で本市の観光関連事業者も大変な打撃を受けています。例年開催されていた多くのイベントも軒並み中止や規模の縮小を余儀なくされ、観光客の大幅な減少は避けられず、この状況は今後も当面続くものと考えています。本市もこれまで、国

や県の新型コロナウイルス関連の各種経済対策と併せて、市独自の取組として、脇田温泉を始めとする宿泊施設が行う感染症対策や「新しい旅行スタイル」を実現するための環境整備に係る経費や、観光資源のPRを行う団体等への支援策を講じてまいりました。

**問** コロナ禍において、本市の今後の観光振興をどのように考えているのか。

**答**

現状では、コロナ収束の見通しは、立っていませんが、当面は既存の観光資源の整備を図りながら、Gotoキャンペーンを始めとする国や県などの施策及び動向を注視し、観光協会等と連携し、コロナ禍における観光の振興施策や観光関係事業者への更なる支援を模索したいと考えています。

### 子供たちの「生きる力」を育てるため、どのような取り組みを行っているのか



中島 健三

**問** 学校になじめない子供たちの現状は。

**答** 教育長

不登校児童生徒数は、年々増加しており、学校教育を取り巻く大きな課題の1つとなっています。文科科学省の調査によると令和元年度の全国の不登校出現率は、小学校0.8%、中学校4.1%です。宮若市は、小学校が0.3%、中学校が4.2%でした。令和2年度は、コロナ感染への不安等から、前年度よりも若干増加していると思われる。

**問** どのような人がどんな対応をしているのか。

**答** 教育長

学校と様々な教育相談員、関係機関等とが連携して、登校が困難な子供たちの対応にあたっています。本市で

は平成26年度に、適応指導教室「ぷらなす」を設立し、指導員3名と教育相談員が、学校、関係機関等と連携しながら、通級している子供たちの社会的な自立を目指して学習指導や教育相談を行っています。

**問** 教育委員会の果たす役割は。

**答** 教育長

国や県の方針を受け、学校や教育支援センター等の取組を支援する教育条件等の整備、子供の状況に応じたスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家の配置による支援体制づくり、保護者への支援の充実などを行うことが教育委員会の役割と考えています。

今後、子供一人一人の社会的な自立、生きる力の育成に向けて取組を進めて参ります。

**「ひと・みどり・産業が輝くふるさと**

**宮若市」の実現に向け、どのように職員を育てているのか**

**問** 職員採用の時、どのような事を期待しているのか。

**答** 市長

新規採用職員には、輝くふるさと宮若のため、まちづくりの意欲を持ち、与えられた職務のみをこなすのではなく、常に問題意識や改善意識及び向上心を持ち続けて、業務に取り組むことを期待しています。

**問** 女性の採用、管理職への登用の現状は。

**答** 市長

本年度の全職員の内、女性職員の割合は36.9%、管理職の割合は14.6%となっています。採用及び管理職の登用に当たっては、平等取扱いの原則や業務実績及び能力に基づき、男女の区別なく行っています。

### 農業観光振興センターについて



山元 秀一

**問** 農業観光振興センターの運営方針について伺う。

**答** 市長

農業観光振興センターは、産地形成促進施設のドリームホープ若宮が持つ農産物直売所の機能を、旧吉川小学校跡地に新設移転することを基本とし、民間事業者へ運営権を付与する整備計画を進めています。現在、関係者協議を進めています。内容の確定に至っていません。

**問** 農業観光振興センターの設立の経緯と目的は。

**答** 農政課長

ドリームホープ若宮は、生産者が自らの手による青空市の取り組みが始まりました。平成4年、旧若宮町において国の農業構造改善事業を活

用し、施設整備が行われ現在の形になりました。目的は農産物及び農産加工品等の展示、紹介、生産及び販路拡大、消費者嗜好等の調査研究及び情報交換等を推進し、農業及び農村を活性化すると共に宮若市の宣伝に努めることとしていきます。

**問** 現在の運営の状況はどうか。課題はあるのか。

**答** 農政課長

設立以来、組合員が相互協力により店舗運営を担っています。本市の農業振興の発展や地域農業を担う役割、更に地域交流など様々な役割を果たしていることと認識しています。

年間来客数23万人、売上げが令和元年度で3億3千万円余りの実績があり、遠方からの来場も非常に多いことから地域農業の一翼を担うと共に地域の活性化にも大きく寄与、貢献しているなど、宮若市としても誇らしい施設であると認識しています。

**宮若市北部工業団地について**

**問** 工業団地造成事業における宮若市の役割や効果について伺う。

**答** 市長

本事業は、福岡県が主体となり本市と連携して取組を進めています。具体的な内容は基本協定書を締結し決定することとして、現在協議を行っています。

本市の主な役割としては、測量同意や用地交渉に関する手続等、地元対策が中心になると考えています。

新たな企業が進出することにより、税収の増加や雇用の創出、地域経済の活性化等の効果を見込んでいます。



### コロナ禍での児童福祉施設への支援について問う



和田 善久

**問** 保育園・学童保育児童福祉施設で活用できる支援策は、どのような支援を行っているのか問う。

**答** 市長  
保育所や学童保育所で活用できる国の支援策についてですが、保育所等が新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な物品等を購入するための経費や、小学校の臨時休業に伴う学童保育所の開所時間延長に係る人件費等について、国が補助することとされています。

本市では、令和2年9月議会において、国の補助制度を活用した補正予算を計上しまして、保育所等における新型コロナウイルス感染防止のための経費を

補助するとともに、令和2年4月からの緊急事態宣言による小学校の臨時休業に伴う学童保育所の開所時間延長に係る経費について補助を行っています。

さらに、令和3年度の当初予算においても、保育所等の新型コロナウイルス感染拡大防止のための経費について、予算計上しています。

また、保育所及び学童保育所については、感染拡大防止のための登園自粛要請や登園中止等により、園児が登園しない状況となった場合、保護者が負担する保育料は日割り計算することとされていますが、各保育施設に対する委託料及び公定価格等については、通常どおり支払うこととされており、保護者及び保育施設事業者が負担が生じないよう対策がとられています。

### プラごみ対策について問う

**問** 国内で処理するため各自自治体で処理するよう押し付けてきている。宮若市の対応を問う。

**答** 市長

本市のプラスチックごみの対応ですが、週2回、固形燃料用ごみとして収集し、RDFの製造に用いているほか、本市では第2・第4日曜日、宮若市外二町じん芥処理施設組合では第1・第3日曜日を実施しています資源物拠点回収事業におきまして、食品用トレイ、ビニール袋を回収しています。

また、本年度より、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ拠出し、再資源化に向けた取組を行っています。

### 国民健康保険制度について



藤嶋 嘉子

**問** 子育て世帯の均等割りの負担軽減について問う。

**答** 市長

国民健康保険税の均等割額は、医療給付費分と後期高齢者医療支援分を合わせて子ども1人当たり29,800円となっております。

また、低所得世帯に對しては、世帯所得額に應じ、均等割額及び平等割額の7割軽減、5割軽減、2割軽減という軽減措置を行っています。現在、国において、未就学児の均等割額を一律5割軽減とする改正案も協議されています。

**問** コロナの症状がある場合は資格者証を国民健康保険証とみなす厚労省の通達に基づいた指導はなされているのか。

**答** 市長  
市のホームページへの掲載と、資格者証の発行対象の方に直接通知を行うなど周知を図っています。

### コロナ対策について

**問** 福岡県では入所系高齢者施設と障がい者施設の職員を対象にしたPCR検査が進められている。本市の福祉施設、高齢者施設などの検査の状況と推進の実態について問う。

**答** 市長

県が行う福祉施設職員へのPCR検査の検査数について、市町村別、施設ごとの集計はありませんが、県全体で2月28日時点、延べ2,196施設、82,981件の検査申込みに対し、検査件数、延べ1,925施設、66,469件という状況です。

### ドリームホープの現状と今後の課題について

**問** ドリームホープ組合法人による自主的運営の必要性について。

**答** 市長

農産物直売所ドリームホープ若宮を、旧吉川小学校跡地に移転し、民間事業者に運営権を付与する計画として、運営等諸問題の整理や調整が必要と考えています。

現在、運営予定事業者から出された提案内容について、ドリームホープ若宮の組合員に書面にて周知を行い、意見を集約しており、それらの意見も参考とし、農事組合法人、運営予定事業者及び市の3者で生産者や来場者がより快適に利用できる環境をつくることを基本に協議を進めています。

なお、農事組合法人による自主的運営の必要性については、3者協議にて本市の方針等の説明と協力の依頼を行っています。



さわやか講座 閉講式



若宮八幡宮藤棚



カ丸ダム周辺しだれ桜



劇団宮若レインボーカンパニー定期公演

## 編集後記

令和3年3月定例会では、昨年度に引き続き短期間ではありましたが十分に慎重審議を行い、令和3年度の予算を決定しました。

未だコロナ禍の終息は見通しがつかず、今年度においても様々なイベントが思い通りに行えるか分かりません。先日始まった聖火リレーは宮若市で5月12日に行われます。

今年こそ、無事にオリンピックが開催されることを願います。

川口 誠

### 議会広報調査特別委員会

委員長 柴田 裕美子  
副委員長 山元 秀一  
委員 中島 健三  
委員 清水 健太郎  
委員 谷口 重隆  
委員 川口 誠  
委員 染矢 正次